

令和3年度版

自己点検シート
(介護報酬編)

(介護予防) 短期入所生活介護

- 1 指定居宅サービス介護給付費加算等
- 4 指定介護予防サービス介護給付費加算等

事業所番号： 33
事業所名：
年 月 日： 令和 年 月 日
担当者：

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)
(注 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号改正現在)

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号)
(注 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号改正現在)

*「根拠・備考」欄の略称は、自己点検シート(人員・設備・運営編)による。

108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費(対応)

区分		報酬請求の内容	根拠	報酬請求上の措置等(遡及)
指導	取扱いが不適切	加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合	告示 通知	文書指導
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	通知	
	基準等不適合	加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合	告示	過誤調整
		解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	告示 通知	
監査		加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	告示 通知	返還金及び加算金の徴収

(参照)「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて(平成19年3月1日付け事務連絡)の(別紙)加算請求指導時等における対応

108 短期入所生活介護費・408 介護予防短期入所生活介護費

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	定員超過利用減算 【 I 379～381, 1365】	月平均の 利用者数 利用定員40人以下で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数 利用定員40人超で、市町村による措置の特例入所者(特養空床利用の場合は入院中の入所者の再入所が早まった特例入所者を含む)の数	<input type="checkbox"/> 運営規程に定める(特養空床利用の場合は特養の入所定員を超える) <input type="checkbox"/> 定員の105%超 <input type="checkbox"/> 定員+2人超	・19号告示8イ注1、・127号告示6イ注1、27号告示3イ、17イ ・37号省令138条、140条の12、居宅条例165条、180条 ・35号省令139条、158条、予防条例140条、159条 ・H121121/77・123号通知、同Q&A、40号通知第2-1(3)、-2(2)、0317001号通知第2-8(2) Q&AH15/4Vol.Q13
	人員基準欠如減算(介護職員又は看護職員) 【 I 379～381, 1364～1367】	常勤換算方法で、 利用者 の数が3又はその端数が増すごとに1以上配置	<input type="checkbox"/> 未配置	・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、96号告示9、27号告示3ロハニホ、16ロハニホ ・37号省令121条1項3号、居宅条例148条1項3号 ・35号省令129条1項3号、予防条例130条1項3号 ・40号通知第2-1(5)、第2-2(1)・(4)、0317001号通知第2-8(4)・(5)
	人員基準欠如減算(常勤介護職員及び常勤看護職員) 【 I 379～381, 1364～1367】	利用定員が20人未満である併設事業所以外においては、 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤の者を配置 (ユニット型のみ場合は減算規定なし)	<input type="checkbox"/> 未配置	・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、27号告示3ロハ、16ロハ ・37号省令121条5項、居宅条例148条5項 ・35号省令129条5項、予防条例130条5項 ・40号通知第2-1(5)、第2-2(4)・(5)、0317001号通知第2-8(4)・(5) ・ 介護報酬改正点の解説P550
	夜勤減算 【 I 379～381, 1364～1367】	利用者数25以下 利用者数26以上60以下 利用者数61以上80以下 利用者数81以上100以下 利用者数101以上 ユニット型 2ユニットごとに 介護職員又は看護職員の数 が1以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護1未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護2未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護3未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4未満 <input type="checkbox"/> 看護・介護4+25又は端数を増す毎に1を加えた数以上 <input type="checkbox"/> 満たさない	・19号告示8イ注1、127号告示6イ注1、29号告示1イ、8イ ・40号通知第2-1(6)、第2-2(1)・(4)、0317001号通知別紙1第2-8(1)・(4) 利用者数:前年度の平均(小数点以下切上げ)を用い特養の併設事業所の場合は本体入所者数に短期利用者数を合算 夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)に歴月で基準未満の日が2日以上連続した場合又は4日以上発生した場合に減算 一部ユニット型:各々で基準を計算し、一方が基準未満の場合は利用者全体を減算 見守り機器設置等による配置基準緩和要件あり

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
	ユニットケア減算 【 I 382~383, 1367】	日中については、ユニットごとに常時1以上の介護職員又は看護職員の配置 ----- ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置 ----- <input type="checkbox"/> 未配置	・19号告示8イ注2、127号告示6イ注2、96号告示11、74 ・40号通知第2-2(5) ・Q&AH190219問1
<input type="checkbox"/>	共生型サービスの提供(短期入所事業所)【 I 382,1367】	共生型短期入所生活介護を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注3、127号告示6イ注3 ・Q&AH30Vol.1問45
<input type="checkbox"/>	生活相談員配置等加算 【 I 382, 1368~1369】	上記「共生型サービスの提供(短期入所事業所)」を算定している ----- 生活相談員を1名以上配置している ----- 地域に貢献する活動を行っている	<input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注4、127号告示6イ注4 ・40号通知第2-2(6)
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 【 I 384~386,1368~1369】	指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている ----- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している ----- 評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注5、127号告示6イ注5 ・95号告示34の4、114の3 ・40号通知第2-2(7)
<input type="checkbox"/>	生活機能向上連携加算(Ⅱ) 【 I 382,1368~1369】	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、指定短期入所生活介護事業所を訪問し、その機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている ----- 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している ----- 評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	<input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当 ----- <input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イ注5、127号告示6イ注5 ・95号告示34の4、114の3 ・40号通知第2-2(7)
<input type="checkbox"/>	機能訓練指導員の加算 【 I 387, 1371】	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置 ----- 利用者数が100人超の場合、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置	<input type="checkbox"/> 配置 ----- <input type="checkbox"/> 配置	・19号告示8イ注6、127号告示6イ注6 ・40号通知第2-2(8)、0317001号通知別紙1第2-8(6)併設事業所の利用者数は本体施設の入所者数を合算

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	個別機能訓練加算 【 I 388～389, 1372～1373】	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	・19号告示8イロ注7、127号告示6イロ注7 ・95号告示36 ・40号通知第2-2(9) ・Q&AH27Vol454問75 短期入所生活介護事業所の看護職員が、本加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、短期入所生活介護事業所における看護職員としての人員基準の算定には含まない。 短期入所生活介護の個別機能訓練加算は、理学療法士等が直接訓練を行った日のみ算定可（介護老人福祉施設の個別機能訓練加算は、理学療法士等が不在でも算定可）
		機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価	<input type="checkbox"/> 該当	
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している	<input type="checkbox"/> 該当	
		おおむね週1回以上実施している	<input type="checkbox"/> 該当	
		3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問、生活状況の確認を行い、利用者等に個別機能訓練計画の内容や進捗状況等の説明（テレビ電話装置等活用可）、記録を行い、訓練内容を見直している	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者ごとに個別機能訓練に関する記録を保管し、常に当該訓練の従事者により閲覧が可能である	<input type="checkbox"/> 該当		
□	医療連携強化加算 (介護予防は加算なし) 【 I 392～393】	看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8イロ注9、95号告示37 ・94号告示二十 ・40号通知第2-2(11) ・在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定不可
		利用者の急変の予測・早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている	<input type="checkbox"/> 該当	
		急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ている	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算（Ⅰ） 【 I 390～391】 (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	・19号告示8イロ注8、96号告示12、27号告示3 ・40号通知第2-2(10) ・Q&AH21Vol.1問78～83、Vol.2問35 ・Q&AH30Vol.1問42
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	看護体制加算(Ⅱ) 【Ⅰ 390~391】 (介護予防は加算なし)	看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 配置	併設事業所は本体施設とは別に常勤看護師(Ⅰ)又は看護職員(Ⅱ)を配置。兼務職員は勤務実態等に基づき常勤換算数を本体と短期に按分 空床利用型は本体施設と一体的に算定可 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同時算定可。(Ⅰ)の常勤看護師を(Ⅱ)の常勤換算数に算入可(Ⅲ・Ⅳも同様)。 看護体制加算(Ⅲ)と(Ⅳ)は同時算定可。 看護体制加算(Ⅰ)と(Ⅲ)は同時算定不可。 看護体制加算(Ⅱ)と(Ⅳ)は同時算定不可。 機能訓練指導員を兼務する看護職員は看護業務に係る時間数を常勤換算数に算入可
		看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置かつ基準で配置すべき数に1を加えた数以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合。)	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅲ) 【Ⅰ 390~391】 (介護予防は加算なし)	常勤看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
		算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3~5の者の占める割合が70%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	看護体制加算(Ⅳ) 【Ⅰ 390~391】 (介護予防は加算なし)	看護職員の数 常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員の数：常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置かつ基準で配置すべき数に1を加えた数以上配置(空床利用の特別養護老人ホームである場合。)	<input type="checkbox"/> 配置	
		看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
		算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3~5の者の占める割合が70%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅰ) (介護予防は加算なし) 【Ⅰ394～396】	<p>夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置</p> <p>ただし、次のa、b又はcに該当する場合は、その定める数以上配置</p> <p>a)夜勤減算とならない数に0.9を加えた数とする要件(いずれにも適合)</p> <p>i 見守り機器を利用者の数の10%以上配置</p> <p>ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている</p> <p>b)夜勤減算とならない数に0.6を加えた数とする要件(いずれにも適合)</p> <p>i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置</p> <p>ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている</p> <p>iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次の事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、実施を定期的に確認している</p> <p>(1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>(3)見守り機器等の定期的な点検</p> <p>(4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</p> <p>c)夜勤減算とならない数に0.8を加えた数とする要件(いずれにも適合)</p> <p>i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置</p> <p>ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている</p> <p>iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認している</p> <p>(1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>(3)夜勤時間帯における緊急時の体制整備</p> <p>(4)見守り機器等の定期的な点検</p> <p>(5)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</p> <p>iv 利用者の数及び入所者の数の合計数が、60以下の場合は1以上、61以上の場合は2以上の介護職員又は看護職員が、夜勤時間帯を通じて常時配置されていること。</p>	□ 該当	<p>・19号告示8イ注10、29号告示1ハ</p> <p>・40号通知第2-2(12)</p> <p>・Q&AH21Vol.1問19・84～93、Vol.2問33</p> <p>・Q&AH30Vol.1問88～90</p> <p>(Ⅰ)(Ⅲ)=ユニット型以外、(Ⅱ)(Ⅳ)=ユニット型</p> <p>1日平均夜勤職員数:歴月ごとに夜勤時間帯(PM20時～AM5時を含む連続した16時間)での夜勤時間数を当該月の日数×16で除して算定</p> <p>特養併設の場合は本体入所者数と合算した人数で必要となる夜勤職員数に1名以上加えた配置(ただし、「介護ロボットの導入」が「あり」の場合は0.9名以上加えた配置)</p> <p>加算Ⅰ～Ⅳはいずれか1つのみ算定可能であり、同時算定は不可</p> <p>また、「共生型サービスの提供(短期入所事業所)」を算定している場合には、算定不可</p> <p>(Ⅲ)(Ⅳ)について、認定特定行為業務従事者が所属する事業所は、「登録特定行為事業者」として県へ登録申請を行う必要がある(併設事業所にあつては、別途登録が必要)ことに注意すること。</p> <p>・「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサーおよび当該センターから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するもの。</p> <p>・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。</p> <p>・必要となる夜勤職員の数に0.6を加えた数とするには、3ヶ月以上の試行期間を設けること。(試行期間中は、通常夜勤職員配置加算の要件を満たすこと)</p>
		短期入所生活介護費を算定している	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	夜勤職員配置加算(Ⅱ) (介護予防は加算なし) 【 I 394~396】	<p>夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる(夜勤減算とならない)数に1を加えた数以上配置 ただし、次のa又はbに該当する場合は、その定める数以上配置</p> <p>a)夜勤減算とならない数に0.9を加えた数とする要件(いずれにも適合) i 見守り機器を利用者の数の10%以上設置 ii 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている</p> <p>b)夜勤減算とならない数に0.6を加えた数とする要件(いずれにも適合) i 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者の数以上に設置 ii 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている iii 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次の事項を実施し、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、必要な検討等を行い、当該事項の実施を定期的に確認している (1)夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 (2)夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3)見守り機器等の定期的な点検 (4)見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修</p>	□ 該当	<p>・併設本体施設(特別養護老人ホーム)及び指定短期入所生活介護事業所(空床型・併設型)がいずれも従来型の場合、必要となる夜勤職員の数に0.8を加えた数とするには、夜勤時間帯における緊急時の体制整備が必要</p> <p>※夜勤職員配置加算については、本体施設と併設施設の組み合わせにより細かく要件が設定されているため、当シートに記載した要件は概略になります。加算の届出に際しては、必ず事前に所管県民局に相談したうえで行うこと。</p>
□	夜勤職員配置加算(Ⅲ)又は(Ⅳ) 【 I 394~396】 (介護予防は加算なし)	<p>夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たしている</p> <hr/> <p>夜間時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引が可能な介護職員を1人以上配置している</p>	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	見守り機器の導入 【 I 395～396】	<p>(0.9人以上配置の場合)</p> <p>①利用者の動向を検知できる見守り機器を、利用者数の10%以上設置 ②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、検討等を実施</p> <p>(0.6人以上又は0.8人以上の場合)</p> <p>①夜勤時間帯を通じて、見守り機器を利用者数以上に設置 ②夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られている ③見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を3月に1回以上開催 ④利用者の安全及びケアの質の確保に関する事項を実施 ⑤夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮に関する事項を実施 ⑥見守り機器の不具合がないことをチェックする仕組み、メーカーと連携した定期的な点検の実施 ⑦見守り機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修の定期的な実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	<p>・29号告示1ハ ・40号通知第2-2(12) ・「見守り機器」は、入所者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センターから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、入所者の見守りに資するもの。 ・「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこと。</p>
<input type="checkbox"/>	認知症行動・心理症状緊急対応加算 【 I 397, 1374～1375】	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始	<input type="checkbox"/> 該当	<p>・19号告示8イ注11、127号告示6イ注8 ・40号通知第2-2(11)、0317001号通知別紙1第2-8(7) ・Q&AH21Vol.1問109～111</p> <p>認知症の行動・心理状態：認知症による認知機能の障害に伴う妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状</p>
		加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院中又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない	<input type="checkbox"/> 該当	
		医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/> 該当	
		利用開始日から7日を限度として算定	<input type="checkbox"/> 該当	
		判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録	<input type="checkbox"/> 該当	
		介護サービス計画書への判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	若年性認知症利用者受入加算 【 I 397, 1374～1375】	<p>利用者ごとに個別に担当者を定めている</p> <p>利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供</p> <p>認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 実施</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	<p>・19号告示8イ注12、127号告示6イ注9、95号告示18 ・40号通知第2-2(14)、0317001号通知別紙1第2-8(8) ・Q&AH21Vol.1問101・102</p>

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
<input type="checkbox"/>	送迎加算 【 I 398～399, 1374～1375】	利用者の心身の状態等からみて送迎を行うことが必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	19号告示8イ注13、127号告示6イ注10 Q&AH15Vol.1短期共通Q1・2
	従来型個室の多床室利用 【 I 398, 1374】	感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断している	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8注14、127号告示6イ注11 ・96号告示13
		入所者1人当たりの面積が10.65㎡以下に適合する従来型個室を利用している	<input type="checkbox"/> 該当	
		著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した	<input type="checkbox"/> 該当	
	長期利用者に対する減算 (介護予防は減算なし) 【 I 398～399, 1374】	連続して（自宅に戻ることなく、自費利用を挟み）30日を超えて同一事業所に入所している利用者がいる	<input type="checkbox"/> 該当	・19号告示8注18、127号告示6イ注13 ・94号告示22 ・40号通知第2-2(20) ・Q&AH27Vol.1.4541問76～80
		当該者が、指定（介護予防）短期入所生活介護を受けている者である	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	療養食加算 【 I 400～401, 1376～1377】	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理	<input type="checkbox"/> あり	・19号告示8ハ注、127号告示6ハ注、23号告示15、64 ・95号告示35、27号告示3、17 ・40号通知第2-2(13)、0317001号通知別紙1第2-8(9) ・Q&AH21Vol.1問18、Vol.2問10、H17/10問89・90、追補問28、29 ・Q&AH30Vol.1問82、83 1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位で算定する。おやつは算定不可
		利用者の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
		疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
		療養食の献立表の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	
	在宅中重度者受入加算 (介護予防は加算なし) 【 I 400～401】	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	<input type="checkbox"/> 実施	・19号告示8ニ注、 ・40号通知第2-2(16) ・Q&AH18/4Vol.1問66 委託契約書

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	認知症専門ケア加算（Ⅰ） 【Ⅰ 402～403, 1378～1379】	入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・19号告示8ホ注、127号告示6ニ注 ・94号告示63(30準用) ・95号告示42 ・40号通知第2-2(19) ・Q&AH21Vol.1問112～116、Vol.2問39 H210513(Vol.88)問 認知症介護に係る専門的な研修: 認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合・空床利用の場合は本体特養と一体的に算定すること。
		認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議（テレビ電話装置等活用可）を定期的に開催	<input type="checkbox"/> 該当	
□	認知症専門ケア加算（Ⅱ） 【Ⅰ 402～403, 1378～1379】	入所者総数のうち介護を必要とする認知症の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・19号告示8ホ注、127号告示6ニ注 ・94号告示63(30準用) ・95号告示42 ・40号通知第2-2(19) ・Q&AH21Vol.1問112～116、Vol.2問39 H210513(Vol.88)問 認知症介護の指導に係る専門的な研修: 認知症介護指導者研修及び認知症看護に係る適切な研修 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合・空床利用の場合は本体特養と一体的に算定すること。
		認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議（テレビ電話装置等活用可）を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		認知症介護の指導に係る専門的な研修終了者を上記の基準に加え1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【I 404~405, 1380~1381】	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が80%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が35%以上	<input type="checkbox"/> 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・19号告示8へ注、127号告示6へ注、95号告示38、116、27号告示3、17 ・40号通知第2-2(20)、0317001号通知別紙1第2-8(11) ・Q&AH21Vol.1問2・5~7・10・75・77、Vol.2問35 特養の空床利用型は本体職員数で算定 併設型は勤務実態に応じて兼務職員を按分 職員割合の算出: 常勤換算で前年度(3月を除く)の平均(H21年度中及び前年実績6月未満の新規事業所は届出月の前3月の平均で毎月直近3月間の所定割合を維持) 介護福祉士資格: 前月末日時点で取得 直接提供する職員: 生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員 勤続年数: 前月の末日時点による。
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【I 404~405, 1380~1381】	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 【I 404~405, 1380~1381】	次のいずれかに適合している ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上 ②看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割合が75%以上 ③利用者(入所者)に直接提供する職員総数のうち、勤続7年以上の者の割合が30%以上	<input type="checkbox"/> 該当	
		定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
□	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 【I 406, 961】 【I 406, 1382】	(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じる	<input type="checkbox"/> 該当	
		(2) 介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、届け出ている	<input type="checkbox"/> 該当	
		(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
		(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告	<input type="checkbox"/> 該当	
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、最低賃金法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられていない	<input type="checkbox"/> 該当	
		(6) 労働保険料の納付が適正に行われている	<input type="checkbox"/> 該当	
		(7) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を書面に作成し、全ての介護職員に周知し、介護職員の資質向上のために計画を策定し、研修の実施等を行い、及び全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
		(8) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号イ(7)準用)
		(9) (8)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号イ(7)準用)
		(10) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く)及び当該介護職員の処遇改善に要する要する費用の見込額を全ての職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号イ(8)準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 【 I 406,961】 【 I 406,1382】	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(7)及び(10)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ロ準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 【 I 406,961】 【 I 406,1382】	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(6)及び(10)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ハ(1)準用)
<input type="checkbox"/>		(2) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を書面に作成し、全ての介護職員に周知している。又は、介護職員の資質向上のために計画を策定し、研修の実施等を行い、全ての介護職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ハ(2)準用)
<input type="checkbox"/>		(3) 平成20年10月から当該加算の届出の日の属する前月までに実施した賃金改善を除く介護職員の処遇改善の内容やその費用を全ての職員に周知している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ハ(3)準用)
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) 【 I 406,961】 【 I 406,1382】	(Ⅰ)の算定要件(1)～(6)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ニ準用) 廃止(1年間の経過措置期間を設定)
		(Ⅲ)の算定要件(2)又は(3)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	
<input type="checkbox"/>	介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) 【 I 406,961】 【 I 406,1382】	(Ⅰ)の算定要件(1)～(6)に適合している	<input type="checkbox"/> 該当	別掲告示95号第39号(第4号ホ準用) 廃止(1年間の経過措置期間を設定)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 【 I 406,961】 【 I 406,1382】	<p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている</p> <p>① 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」）のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の見込額が年額440万円以上である。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、賃金改善が困難である場合はこの限りでない</p> <p>② 指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っている</p> <p>③ 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上である。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>④ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない</p>	□ 該当	<ul style="list-style-type: none"> ・別掲告示95号第88号(第4の2号イ準用) ・40号通知第2-2(22) ・0317001号通知第2-7(16)(2-10準用)
		<p>(2) 賃金改善に関する計画、計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ている</p>	□ 該当	
		<p>(3) 加算の算定額に相当する賃金改善を実施している。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、事業の継続を図るために事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ている</p>	□ 該当	
		<p>(4) 事業所において、事業年度ごとに事業所の職員の処遇改善に関する実績を知事に報告している</p>	□ 該当	
		<p>(5) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ている</p>	□ 該当	
		<p>(6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している</p>	□ 該当	
		<p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の殊遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している</p>	□ 該当	
		<p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表している</p>	□ 該当	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	根拠・備考
□	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 【 I 406, 961】 【 I 406, 1382】	(Ⅰ) の算定要件(1)～(4) 及び(6)～(8) のいずれにも適合している	□ 該当	・別掲告示95号第39の2、117の2 ・40号通知第2-2(23) ・0317001号通知第2-7(17)(2-11準用)

※令和3年3月31日において、現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び同(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる